

1 基本的な事項

(1) すさみ町の概況

ア-1 自然的条件

すさみ町は、和歌山県の南西部に位置し、東部を串本町、北東部を古座川町、北部及び北西部を白浜町に接している。東西 19.3 km、南北 15.5 km にわたり、174.45 km²の行政区域面積を有している。紀伊山地、大塔山脈の支脈が更に細分支して海岸に迫り、林野が町面積の約 93% を占め、平野は狭小であるが、約 27 km にわたる海岸線は豪壮で風光に恵まれた海岸であり、吉野熊野国立公園の指定を受けている。

気候は温暖多雨で、年平均気温は約 17℃、年間降水量は約 2,500mm である。

ア-2 歴史的条件

本州最南端に近く黒潮が岸边を洗う当町は、6 世紀代から紀南の拠点であったことが、昭和 45 年に発掘された上ミ山古墳によって裏付けられた。

平安期には、串本町、古座川町と共に牟婁郡三前郷に属し、近世では稲積島が浮かぶ天然の良港、周参見湾があり、枯木灘、熊野灘の要港として栄えてきた。

江戸時代には紀州藩の直轄地となり、明暦 3 年（1657 年）周参見に設置された口熊野奉行所（後に代官所に改組）の管轄下にあった。

東は太田川（那智勝浦町）から西は瀬戸鉛山（白浜町）に至る 162 か村、石高 2 万石の広大な支配体制を持つ、地方政治の中心地として栄えた。

明治 22 年 4 月、町村制施行により藩制時代の村や浦が合併して周参見村、大都河村、江住村、佐本村が誕生し、大正 13 年に周参見村は町制を施行して周参見町となった。

昭和 30 年 3 月、三舞村大字太間川を周参見町に編入し、同時に周参見町、大都河村、佐本村の 1 町 2 村が合併し、新しく「すさみ町」が発足した。

昭和 31 年 4 月、すさみ町大字大鎌を江住村に境界変更し、昭和 34 年 3 月 25 日、江住村を編入合併して現在に至っている。

ア-3 社会的条件

海岸沿いに走る国道 42 号とやや内陸を通る近畿自動車道紀勢線並びに JR 紀勢本線により京阪神圏と結ばれている。

近畿自動車道の紀南延伸や特急列車の新大阪、京都駅への乗入れにより交通アクセスの利便性は向上した。しかし、特急を除く普通列車の便数が少なく、また田辺駅以南は単線であるため、国土幹線軸までの時間距離は、なお遠い状況下にある。

当町が町村合併等により誕生したことから地理的に海岸地域、山間地域に大別することができる。行政機関や公共的施設は各地域の中心地区に集まり、それらの集積度が最も高いのは周参見地域である。

ア-4 経済的條件

古くから盛んに行われている農林水産業は、現在でも町の基幹産業である。

農業では、米作のほかレタス等の野菜、ストック等の花卉栽培、梅栽培が主に行われている。

林業では、杉、檜等の用材、紀州備長炭、シキミやサカキ及びヒサカキ（ビシャコ）等の特用林産物の生産が行われているが、木材価格の低迷、労働力問題も深刻化している。

また水産業では、カツオ等を対象魚としたハワイ伝来と言われる独特の漁法「ケンケン漁」（曳縄一本釣漁）、スルメイカ漁、イセエビ等を対象とした刺網漁等が行われている。

第1次産業と並び町の基幹産業である観光では、優れた自然景観や温泉等の地域資源に恵まれ、宿泊施設等の受入体制や観光施設の整備が進み、現在では年間約77万人の観光客を数えている。

イ 過疎の状況

① 人口等の動向

昭和30年代後半からの高度経済成長期以降、昭和40年代半ば頃まで都市部への若者を中心とした人口流出が激化し人口は著しく減少した。その後は、都市での就業機会を求めた新規学卒者の流出が人口減少の要因となった。

② これまでの過疎法に基づくものも含めた対策

昭和45年に過疎地域の指定を受け、旧4措置法に基づき国及び県等関係機関の支援を得ながら、産業の振興、交通網の整備、福祉の増進、教育文化の振興等、行政各分野において積極的に施策に取り組んだ結果、公共施設等の整備は相当進んできたものの、現在もなお多くの問題点と課題が残されている。

令和3年4月からの過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法の施行により、新たな産業の振興、生活環境の整備と共に、新たな社会システムの構築のための施策を年次計画的に推進する。

③ 現在の課題

すさみ町では人口減少に伴い、町内における小売・飲食・娯楽・医療機関などの生活関連サービス利用や消費が減少し、近隣市町へサービスを求めることによるヒト・モノ・カネなどの流出が増加している。

また、税収入など歳入が減少しており、過疎計画に代表される計画群等に基づく支援があるものの、新たな社会インフラの整備や既存施設の老朽化に伴う修繕などに加え、南海トラフ地震への対応や津波被害に備えた公共施設の高台移転整備を進めており、厳しい財政状況が続いている。

人口の流出に伴い空き家が増加し、適正管理の問題や老朽化など、防犯・景観上の問題が生じている。また、地域の経済・産業の縮小、後継者不足などにより、空き店舗や耕作放棄地が増えている。更に、自治会などの住民組織の担い手が不足傾向であり、特に山間部等の集落ではコミュニティの維持が難しくなりつつある。

④ 今後の見通し

平成 30 年に国立社会保障・人口問題研究所が発表したすさみ町の人口は、2030 年に 2,729 人、2045 年には 1,689 人にまで減少すると推測されており、今後も少子過疎化が一層進む見通しとなっている。

ウ 産業構造の変化

当町の経済は主として第 1 次産業に依存しており、地域振興に占める役割は大きいものがある。従って、今後も基幹産業である農林水産業の振興を基本としていくことが大切であり、そのためには低位生産部門の基盤整備と施設、経営等の近代化により地域産業の活性化を図る一方、各種企業の誘致や既存企業の育成にも側面的に支援し、就労機会の拡充と所得の向上に努める必要がある。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と動向

国勢調査による昭和 55 年以後の 5 カ年毎の人口減少率は激化の傾向にある。平成 27 年国勢調査では人口 4,127 人、年齢階層別人口は 14 歳以下 350 人(8.5%)、15 歳～64 歳 1,844 人(44.7%)、65 歳以上 1,933 人(46.8%)であり、65 歳以上の人口割合が非常に高く、全国平均 26.6%、県平均 30.9%を大きく上回っており、超高齢化社会が到来していると言える。特に、これらの現象が著しいのは江住、大都河、佐本地域である。

【表 1 - 1(1) 人口の推移(国勢調査)】

区 分	昭和 35 年	昭 和 5 0 年		平 成 2 年		平 成 1 7 年		平 成 2 7 年	
	実 数	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率
総 数	10,704 人	7,800 人	△27.1%	6,309 人	△19.1%	5,293 人	△16.1%	4,127 人	△22.0%
0 歳～14 歳	3,528 人	1,749 人	△50.4%	918 人	△47.5%	544 人	△40.7%	350 人	△35.7%
15 歳～64 歳	6,247 人	4,874 人	△22.0%	3,712 人	△23.9%	2,666 人	△17.3%	1,844 人	△30.8%
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	2,064 人	1,268 人	△38.6%	801 人	△36.8%	486 人	△28.2%	328 人	△32.5%
65 歳以上 (b)	929 人	1,177 人	26.7%	1,679 人	42.7%	2,083 人	24.1%	1,933 人	△7.2%
若年者比率 (a)/総数	19.3%		16.3%		12.7%		9.2%		8.0%
高齢者比率 (b)/総数	8.7%		15.1%		26.6%		39.4%		46.8%

【表 1 - 1(2) 人口の推移（住民基本台帳）】

区 分	平成 12 年 3 月 31 日		平成 17 年 3 月 31 日			平成 22 年 3 月 31 日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	5,977 人	—	5,541 人	—	△7.3%	4,989 人	—	△10.0%
男	2,798 人	46.8%	2,594 人	46.8%	△7.3%	2,371 人	47.5%	△9.4%
女	3,179 人	53.2%	2,947 人	53.2%	△7.3%	2,618 人	52.5%	△11.1%

区 分	平成 27 年 3 月 31 日			令和 2 年 3 月 31 日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総 数 (外国人住民除く)	4,403 人	—	△26.5%	3,869 人	—	△12.1%	
男 (外国人住民除く)	2,136 人	48.5%	△9.9%	1,848 人	47.8%	△13.5%	
女 (外国人住民除く)	2,267 人	51.5%	△13.4%	2,021 人	52.2%	△10.9%	
参 考	男 (外国人住民)	5 人	—	—	10 人	—	100%
	女 (外国人住民)	12 人	—	—	4 人	—	△66.7%

② 産業人口の推移と動向

産業就業人口は昭和 35 年から平成 27 年までの 55 年間に第 1 次産業で 2,579 人、第 2 次産業で 343 人、第 3 次産業で 206 人減少した。

これに伴い産業構造にも変化が生じ、昭和 30~40 年代には約半分を占めていた第 1 次産業就業人口比率は平成 27 年には 12.7%に低下し、一方、第 2 次産業が 14.9%から 22.2%、第 3 次産業が 27.1%から 65.1%とそれぞれ比率が高くなってきている。これは基幹産業であった農林水産業において、その厳しい労働条件及び後継者不足に問題と課題が残されていると考えられる。

【表 1 - 1(3) 産業別人口の動向（国勢調査）】

区 分	昭 和 3 5 年	昭 和 4 0 年		昭 和 4 5 年		昭 和 5 0 年	
	実 数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	4,816 人	4,088	△15.1%	3,825	△6.4%	3,427	△10.4%
第 一 次 産 業 就 業 人 口 比 率	58.0%	52.8%	—	44.8%	—	37.2%	—
第 二 次 産 業 就 業 人 口 比 率	14.9%	14.5%	—	20.0%	—	22.8%	—
第 三 次 産 業 就 業 人 口 比 率	27.1%	32.7%	—	35.2%	—	40.0%	—

区 分	昭 和 5 5 年		昭 和 6 0 年		平 成 2 年		平 成 7 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	3,284	△4.2%	3,096	△5.7%	2,800	△9.6%	2,847	+1.7%
第 一 次 産 業 就 業 人 口 比 率	37.3%	—	33.3%	—	25.7%	—	21.2%	—
第 二 次 産 業 就 業 人 口 比 率	21.7%	—	23.5%	—	29.0%	—	30.4%	—
第 三 次 産 業 就 業 人 口 比 率	41.0%	—	43.2%	—	45.3%	—	48.4%	—

区 分	平 成 1 2 年		平 成 1 7 年		平 成 2 2 年		平 成 2 7 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	2,408	△15.4%	2,152	△10.6%	1,916	△11.0%	1,688	△11.9%
第 一 次 産 業 就 業 人 口 比 率	14.9%	—	15.3%	—	12.9%	—	12.7%	—
第 二 次 産 業 就 業 人 口 比 率	27.9%	—	23.3%	—	20.4%	—	22.2%	—
第 三 次 産 業 就 業 人 口 比 率	57.2%	—	61.4%	—	66.6%	—	65.1%	—

(3) 行財政の状況

① 行政

議員定数は現在 10 名で、町議会には総務民生、産業建設の 2 つの常任委員会と議会運営委員会、議会広報編集委員会が設置されている。

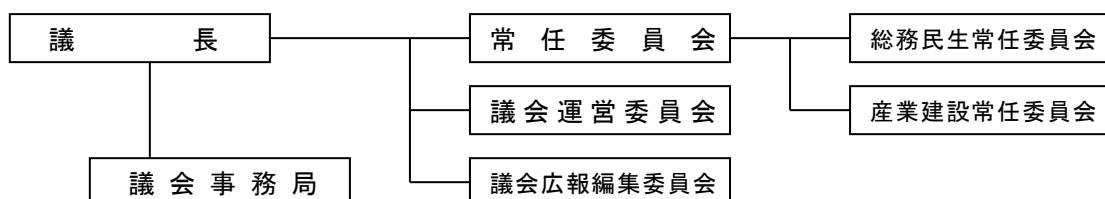
行政機構は、総務課、地域未来課、税務課、住民生活課、環境保健課、産業振興課、建設課、水道課、会計課の 9 課がある。出先機関として江住支所、佐本出張所、国保すさみ病院、保育所、診療所、住民交流センターなどを置いている。

教育委員会では、教育長の下に事務局（教育総務課・社会教育課）、公民館、小・中学校、給食センターを置いている。

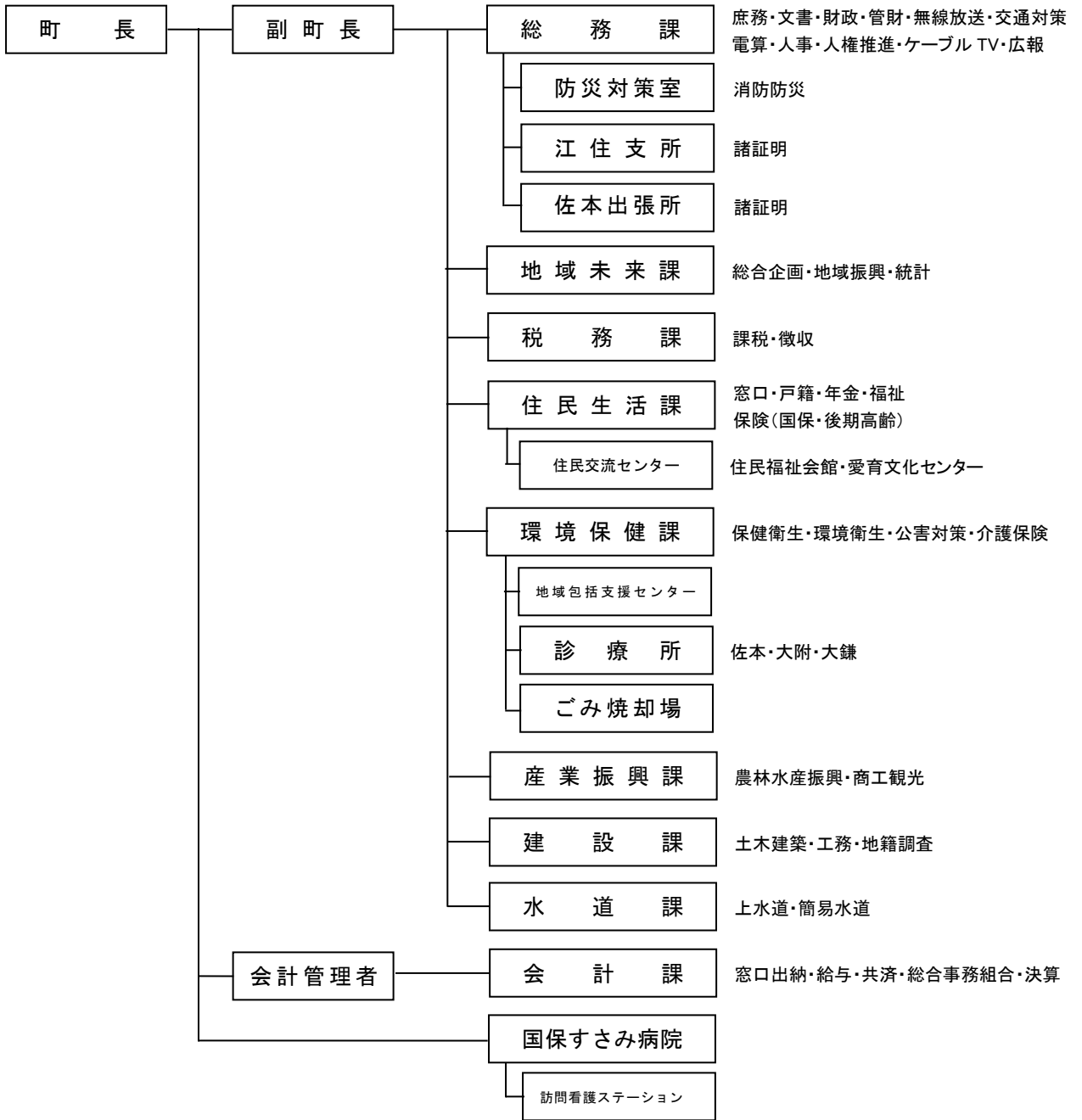
このほか、監査委員や農業委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会を置いている。

また、広域行政機構や一部事務組合としては、田辺周辺広域市町村圏組合、大辺路衛生施設組合、紀南地方老人福祉施設組合、紀南環境広域施設組合等がある。

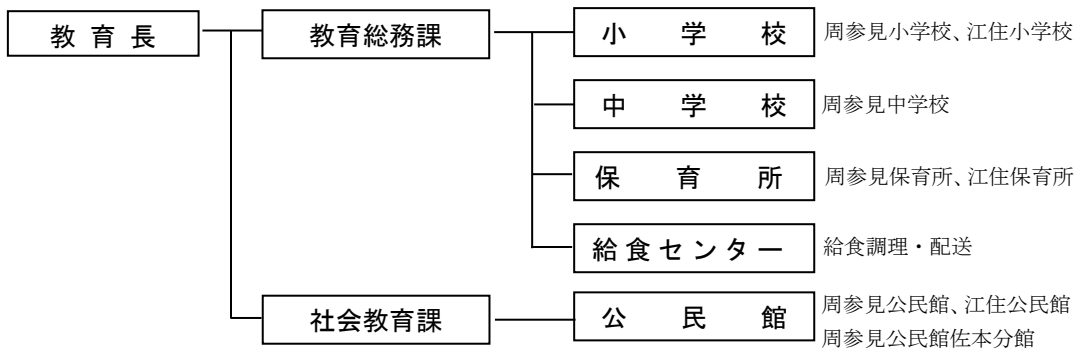
<議会>



<行政機構>



<教育委員会事務局>



<委員会等>

監 査 委 員	事務局（議会事務局）
農 業 委 員 会	事務局（産業振興課）
選挙管理委員会	事務局（総務課）
固定資産評価審査委員会	事務局（総務課）

② 財政

令和元年度の普通会計決算額は、歳入 3,988,724 千円、歳出 3,931,004 千円、歳入歳出差引額は 57,720 千円で、繰越明許費繰越分の 24,415 千円を差し引くと、実質収支は 33,305 千円となっている。

歳入内訳の主なものは、一般財源に当たる地方税 11.1%、地方交付税 50.9%、国・県補助金 10.2%である。歳出内訳の主なものは、義務的経費 36.7%、投資的経費 18.3%である。また、経常収支比率は 95.0%で、財政力指数は 0.19 となっている。

【表 1 - 2(1) 町財政の状況】

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	5,101,308	4,324,317	3,988,724
一般財源	2,598,964	2,968,433	2,848,059
国庫支出金	730,816	310,045	232,686
都道府県支出金	319,652	203,102	175,986
地方債	697,800	714,900	450,400
うち過疎対策事業債	252,600	438,200	102,900
その他	754,076	127,837	281,593
歳出総額 B	4,853,649	4,201,114	3,931,004
義務的経費	1,414,199	1,439,426	1,443,235
投資的経費	1,371,244	979,291	719,796
うち普通建設事業	1,371,244	799,996	646,189
その他	2,068,206	1,782,397	1,767,973
過疎対策事業費	318,789	487,059	126,837
歳入歳出差引額 C (A-B)	247,659	123,203	57,720
翌年度へ繰越すべき財源 D	14,069	14,660	24,415
実質収支 C-D	233,590	108,543	33,305
財政力指数	0.19	0.18	0.19
公債費負担比率	14.6	11.3	12.7
実質公債比率	12.2	7.0	7.0
起債制限比率	-	-	-
経常収支比率	83.6	88.5	95.0
将来負担比率	39.0	-	-
地方債現在高	4,864,017	4,819,756	5,657,762

③ 公共施設等

公共施設の整備水準は全国レベルとの間に格差があるものが多く、なかでも町道改良率については格差が大きい。

このため、地域住民が安全で安心して生活するための社会生活基盤を整備しなければならない。

【 表 1 - 2(2) 主要公共施設の整備状況 】

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市町村道 改 良 率 (%)	14.4	25.5	30.9	34.0	45.1
舗 装 率 (%)	22.0	68.8	71.7	75.0	75.9
農道 延 長 (m)	7,914	7,914	7,914	7,914	7,914
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	53.6	48.2	16.4	27.9	—
林道 延 長 (m)	84,926	84,926	84,926	84,926	84,926
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	7.3	6.5	4.6	5.6	—
水 道 普 及 率 (%)	86.9	88.9	94.1	93.4	94.0
水 洗 化 率 (%)	0.0	1.1	20.9	41.5	48.0
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	9.6	13.1	11.9	14.8	12.4

(4) 地域の持続的発展の基本方針

過疎問題に対処するため、「過疎地域対策緊急措置法」（昭和 45 年）「過疎地域振興特別措置法」（昭和 55 年）、「過疎地域活性化特別措置法」（平成 2 年）、「過疎地域自立促進特別措置法」（平成 12 年）に基づき、50 年間にわたり産業の振興、交通通信網の整備、生活環境の整備、福祉の増進、教育文化の振興等、積極的に過疎対策事業を講じてきた結果、公共施設等の整備は相当進んできたものの、現在もなお多くの問題点と課題が残されている。

自主財源が乏しく財政基盤が脆弱な過疎市町村の過疎債拡充等、財源確保の問題は残されているものの、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の期間内において、地域の持続的発展に向け事業・施策を展開する。

移住・定住では、UJI ターンを促進するための整備を行い、地域に人を呼び込む。更にイベントの開催等による観光客の集客や都市との交流事業を進めることにより、関係人口を増加させ、移住・定住に繋げていく。

地域間交流の促進では、地域の活性化・自立促進のため、ハード・ソフトの両面において整備を促進する。年中繰り広げられる多種多様な地域イベント活動と農林水産資源を活用した観光・レクリエーション産業の振興を図る。

人材育成では、まちづくりや地域の自立・活性化の担い手となる人材育成、就労機

会の拡大等の効果が大きいことから積極的な支援を行う。

農業では、鳥獣による農作物への被害を軽減するため侵入防止柵の設置に努めるとともに、面的集積を進めることで、超高齢化や担い手不足のもとで多発している遊休農地の解消に努める。また、新規就農者の確保や効率的な生産が行えるよう支援することで、担い手が連担した営農を行えるよう図る。なお、地元産品についてはブランド化を図り、積極的に販路拡大を行い地域農業の活性化を図る。

林業では、現在の厳しい林業諸情勢や林家の大半が小規模及び不在村であることから施業実施が困難であり、放置林面積が増加している。そのため、森林施業の機械化や間伐補助事業を利用した搬出間伐を促進させ林家が収益を得られるよう努めると同時に森林組合の経営の自立化を図り、森林組合作業員の安定した雇用の確立にも努める。また、風水害や獣害、景観対策を踏まえながら、森林環境譲与税を活用して森林整備を推進していく。

水産業では、漁場の育成と資源の増殖を図り、すさみ町で水揚げされた「すさみケンケンかつお」や「すさみのイセエビ」を前面に打ち出して、漁獲物に付加価値をつけて供給することに努める。また、漁港などの漁業の生産基盤の整備を進めると共に、漁港を海上レジャー基地として活用を図る。

電話・テレビ・インターネット等通信情報は社会生活を営み、経済活動を促進する上でも不可欠のものでもある事から、身近な情報通信として、より一層の普及に努め、必要に応じその対策を講じる。また、情報通信基盤についても更なる整備を行い、携帯電話等の使用可能エリアの拡大を図る。

誘致企業、起業家に関しては、側面的支援により事業の発展を促し、雇用の拡大と所得の向上を図る。

商業では、町商工会を中心とした指導体制の強化と、経営の合理化、効率化を図る。

工業では、経営の合理化、施設の近代化を進め自主的努力を促す。

観光では、従来の「観る観光」だけでなく、新型コロナウイルス感染防止の考えから密を避けたアウトドアを主軸とした「参加・体験型観光」にシフト傾向にあり、キャンプ、サイクリング、スキューバダイビング、海洋レジャーやフィッシング等の観光を推進し、それらに関連したイベントの開催や情報発信等により集客を図る。また、イノブータン王国祭や世界遺産大辺路街道長井坂ウォーク等の既存地域イベントを継続・充実させることにより観光振興を図る。

道路は、産業振興や生活等の地域活動の上でも最も重要なものの1つである。国道では急勾配、急カーブの多い区間及び歩道のない箇所を早期改善や、高速道路の紀伊半島一周の早期実現を強く要望していく。

県道については、改良と不通区間の解消を重点に県道整備を要望する。

町道は、未改良・未舗装区間の整備を重点的に行い、農林道については、投資効果を勘案し整備に努める。

山間地域の公共的輸送機関はバスが唯一の交通手段であり、町が事業主体となりコミュニティバス運行を実施しているが、利用実態に応じた運行を行うために、運行方法や運行ルート、運行時刻の見直しを行い、利用者の利便性の向上に努める。

鉄道では、停車本数の維持の要望を続けるとともに、減少傾向にある利用者の増加

促進を図る。

上水道及び簡易水道施設では、経費の節減と安定した水の供給を図る。

水道施設未整備地区は、拡張整備を行い、未普及地域については生活水の確保に努める。

ごみ処理問題に関しては、平成 16 年から分別収集を推進し、減量化・再利用・再生利用に取り組んでいる。不燃物・廃棄物の処理方法を徹底し、ごみ焼却場やし尿処理施設の改築など処理場の適地選定を広域的な取り組みの中で検討する。

火葬場については、白浜町にある日置川斎場に事務委託しており、施設の維持管理費の負担を継続する。

風水害や近い将来起こると予想されている南海トラフ地震など大規模災害に備えて、避難道路及び避難所の整備や公共施設等や住宅の耐震補強などを推進する共に、行政と住民が一体となって自主防災組織をつくるなど、災害に強いまちづくりを推進する。

消防については、平成 18 年に開始した白浜町への常備消防業務委託を継続する。非常備消防であるすさみ町消防団を含め消防力の強化と機動力の充実を図る。増加傾向にある救急業務では、救急車及び資機材の整備充実と救急隊員の技能向上による高度化に努める。

公営住宅については、既存の町営住宅を有効に活用し、住宅環境の整備に努め、居住水準の向上を図るとともに、町営住宅の建設残地等、町有地の分譲計画を進め、若者の定住、UJIターンを促進する。

出会い・結婚の支援では、都市との交流やお見合いイベントの開催等により出会いの機会を増やす。

妊娠、出産・子育て環境の確保では、若い世代が地域で安心して子どもを育てることができるよう、医療・福祉・保育等の環境体制の拡充を図る。

高齢者福祉では、介護保険制度により医療と介護の両分野での充実を図ると共に、将来必要であるサービス量及びニーズを把握し、それぞれに最適な介護支援体制を整える。また、介護予防事業、生きがい対策、ひとり暮らし高齢者対策などの施策を講じる。

児童福祉では、次世代育成支援行動計画に基づき、安心して子育てができる環境の整備を行う。

障害児者福祉については、障害者福祉計画に基づき、障害者の自立支援活動や就労対策などに取り組む。

予防接種事業は、疾病予防・感染防止に有効であることから、肺炎やインフルエンザ、子宮頸がんなどの予防接種に関する費用を補助するとともに、妊婦一般健康診査についても助成を行う。

地域の中核医療施設の国保すさみ病院の医療施設の充実と病院機能の高度化に努め、医療・保健・福祉が連携した地域包括ケアの提供に取り組み、安心して住みよい福祉のまちづくりを推進する。また、健康診断の受診による疾病の早期発見、広報等を通じた基礎的な医療知識の普及、啓発等を推進する。

学校教育及び社会教育は人間形成のための大きな柱であることに鑑み、各施設の整

備と充実を図ると共に、指導者の資質向上、確保に努め、生涯学習体制の強化を図る。

文化活動は、調和のあるまちづくりの上では、欠くことできない分野であり文化施設の整備と文化団体、サークル等の育成に積極的に努める。

文化財は、適切な保全と活用を図ると共に、文化資源の発掘、伝統芸能の継承の支援を行い、ふるさと意識の高揚を図る。

社会機能の低下等に問題がある山間地域の小集落については、総合的な施策を講じ、維持・存続に努めるとともに良好な住環境整備を検討する。また、若者の定住、UJ1ターンを促進するため、就業機会の増大に努め、良好な生活環境の整備、集落の整備を検討する。

クリーンエネルギーの活用促進では、地球温暖化の原因とされている二酸化炭素の排出を抑制するため、太陽光や水力、バイオマス等の再生可能エネルギーや水素等の二酸化炭素を排出しないエネルギー利用を推進し、設備の充実を図る。

その他土地利用計画では、当町は概して住宅が密集する地域と住宅と農耕地が混在する地域とに分かれている。三方を急峻な山に囲まれており平坦地が少なく、現在の経済下では投機的な土地開発の可能性は少なく、今後も大きな変動はないと考えられるが、開発を進める場合には優れた自然環境の保護に十分留意し、適切な指導を図っていく必要がある。さらに、地域住民にゆとりと潤いを与える秩序ある土地利用の実現を図るとともに、UJ1ターン者や若者定住のための土地利用についても推進していく必要があり、山林が大部分を占める当町にとって、土地の効果的な利用の方向性確立は、最も重要なことである。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

すさみ町では、令和2年3月に第5次すさみ町長期総合計画を策定し、基本構想の中で、人口流出による過疎化への対策や、超高齢化が進む中での福祉の充実、各地域の活性化等の施策を講じるとともに、恵まれた自然環境を維持しつつ先人達が築き上げてきた歴史と伝統を継承し、次代を担う子ども達が生き生きと暮らせるよう、全ての町民が「住んでよかった」「今後も住み続けたい」と考え、町外の人からは「住んでみたい」「もう一度行きたい」と思って頂けるまちづくりを目標としている。

また、令和2年3月にすさみ町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、基本目標として次の4つを掲げている。

- 1 若い世代が出会い・結婚・出産・子育てしやすい環境をつくる
- 2 すさみに「しごと」を増やし、安心して働ける仕組みをつくる
- 3 すさみ町へ新しい「ひと」の流れをつくる
- 4 すさみの「まち」に活力をもたらし、安心して幸せに暮らせる社会環境をつくる

これらの目標を達成するべく、多種多様な施策をすさみ町全体で連携し、複合的に取り組む。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

すさみ町は、まち・ひと・しごと創生総合戦略において基本目標及び各施策の重要業績評価指標（KPI）を設定し、推進本部により進行管理を行う。また、すさみ町有識者協議会で提言された外部有識者の知見や住民意見を活用し、効果の検証や見直しを行う。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

平成29年3月に策定した「すさみ町公共施設等総合管理計画」及び令和3年6月に策定した「すさみ町公共施設個別施設計画」に基づき、適正な維持管理に努め、地区住民の利便性向上のため今後も長寿命化を進める。また、人口減少等に伴い施設利用が著しく低下した場合や、施設の老朽化により大規模な改修が必要となる場合等には、施設の複合化や除却を検討する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現状と問題点

① 移住・定住

すさみ町では人口減少に伴う少子・高齢化が著しく、町の消費活動の衰退と産業を担う労働力人口の減少など、地域経済の縮小と地域活力の低下を招いており、それらが、さらなる少子・高齢化を招くといった負のスパイラル（悪循環の連鎖）をもたらしている。これらの現状を解決するために、定住者の流出阻止や移住者等の呼び込み等による地域人口減少の歯止めが課題であるが、アパートやマンション、賃貸住宅、売買物件等の総戸数も少なく、移住・定住者を受け入れる住宅環境の整備が必要である。

② 地域間交流

昭和51年5月に大阪府寝屋川市と友好姉妹都市提携を締結し、以後物産、スポーツ、文化等、様々な分野で少年少女から高齢者まで幅広い年代層による交流事業を継続してきた。また、平成28年1月に奈良県河合町と災害時応援協定を締結し、相互のイベントに参加する等の交流を行っている。

更に、イノブータン王国祭（イノブタダービーとなんでも朝市）やサイクリングイベント「RIDE ON SUSAMI」、世界遺産熊野古道長井坂ウォーク等の遊び心を活かした地域イベントには町内外から多くの方が参加するため、町民と都市部住民との間で交流が深まっている。

③ 人材育成

町の人口が著しく減少しているため、地場産業だけでなく、地域の自治会や地区防災組織の担い手と当町の魅力を発信する人材が不足している。

(2) その対策

① 移住・定住

近年、働き方改革によるワーケーションの推奨や、新型コロナウイルス感染症まん延防止の観点からリモートワークが一般的になった事等により、国民の価値観が変化し、地方回帰への流れが高まりつつある。吉野熊野国立公園や南紀熊野ジオパーク等の自然観光資源や世界遺産熊野古道大辺路等の文化的な観光資源、イノブタやカツオ・イセエビ等の地域特産品、更には近畿自動車道紀勢線の開通に伴いサイクリングロードとして利用が高まっている国道42号など、すさみ町の多種多様な資源を活用し、交流人口、関係人口の拡大・創出を図る。

併せて、住宅環境の整備を行い移住・定住者の受け入れに向けた施策を展開する。町内に多数存在する空き屋や空き施設を資源と捉え、空き屋バンクによる物件の掘り起こしに加え、改修やリノベーションへの支援を行い、移住・定住を促進する。

② 地域間交流

都市住民に豊かな自然、文化、歴史に育まれた、ゆとりのある生活体験を提供し、逆に都市の持つ経済力や情報の提供を受けることにより、地域の活性化と自立を図る。そのため都市交流環境のハード、ソフトの両面について整備を推進する。

また、イノブータン王国祭や農林水産資源を活用した多種多様な地域イベント等を継続・充実させることにより引き続き地域間の交流に努める。

③ 人材育成

移住・定住を目的とした人の流れづくりや、地域間の交流振興を図る等の取り組みは、それぞれに資するだけでなく、まちづくりの人材育成や就労機会の拡大等の効果が大きいことから積極的に支援を行う。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	移住定住促進事業	すさみ町	事業内容：都市部からの移住・定住を促進するため、移住・定住者に補助、支援を行う他、各種移住相談会やフェアに参加し移住定住の促進を図る 必要性：人口増加 効果：移住・定住者の増加が期待できる
		空家リフォーム工事補助事業	すさみ町	事業内容：空家・空き施設の利活用を推進し、移住・定住の促進を図る 必要性：人口増加 効果：移住・定住者の増加が期待できる

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

平成29年3月に策定した「すさみ町公共施設等総合管理計画」及び令和3年6月に策定した「すさみ町公共施設個別施設計画」に基づき、適正な公共施設等の管理に努める。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

黒潮暖流の影響を受けて温暖な気候に恵まれた当町は、水稻を中心に裏作で花卉・野菜を栽培している。また、イノブタの畜産においては農業従事者の高齢化や後継者不足が進む中で唯一、従事者人口が増加するなど産業としての伸びを見せている。これまで裏作の中心であった花卉・レタスについては、栽培面積で花卉は横ばい、レタスは激減している。レタスについては、近年、販売価格は安定しているが栽培農家の高齢化や連作障害による結球不良により競争力が低下したことで生産農家が激減している。

農地の利用集積や鳥獣侵入防止柵設置に積極的に取り組んだことで、水稻栽培面積の減少は緩やかな減少で済むなど一定の成果を収めているが、大規模な営農者の大半が70代以上であることから、今後、離農者や遊休農地の増加が懸念される。

② 林業

林野面積は、16,218ha（国有林 1,104ha、公有林等 170ha、民有林 14,944ha）で町土の約93%を森林が占めている。

これまで造林適地への拡大造林を推進した結果、国有林以外の林野面積15,114haのうち人工林面積は10,278ha（68%）である。年齢構成は、11歳級以上が60%以上と資源としての成熟度が高まる中、森林の有する多面的機能を継続的に維持、発揮していくために、適切な森林整備をしていくことが重要である。

しかし、近年、木材の価格低迷や森林の荒廃化、素材生産量の低下が懸念されていることから、森林所有者の施業意欲を高めることができる低コスト林業及び木材の安定供給体制を確立させることが急務となっている。

③ 水産業

沿岸部での漁業が中心で、曳縄一本釣漁業とイカ釣漁業、磯根漁業がその主たるものであり、専業漁業がほとんどで兼業は少ない。

沖合で黒潮に乗って来遊するカツオやマグロ類等の大型回遊魚を対象とした曳縄一本釣漁業、イカ漁が行われている一方、起伏に富む岩礁地帯ではイセエビ類を対象にした刺網漁業、アワビ、トコブシ、テングサ等を対象とした採貝・採草漁業が行われているが、年間を通じての漁は難しく、閑漁期には遠く対馬及び五島列島や静岡方面等、全国各地へ出漁する漁船もある。しかしながら、漁業従事者の高年齢化に伴う組合員の減少、後継者不足、不漁、燃料の高騰、魚価の低迷など多くの課題を抱えている。又、昨今ではすさみ町の漁業の生命線ともいえるカツオの不漁が続いており深刻な問題になっている。現況の漁業衰退を改善すべく、養殖業等の新たな取り組みや漁港の多面的利用が課題になっている。

④ 商業

近年における交通通信体系の整備やモータリゼーションの発達により、住民の購買活動は、食料品等の日常性の強い必需品についても近郊都市部に流出する傾向が一層強いものになっている。特に若い世代においては顕著であり、地元商店における年間販売額の伸びは年々減少してきている。とりわけ、大型小売店の直接的影響を受ける小売業を取り巻く環境は非常に厳しい状況に置かれている。

過疎化による消費人口の減少はもとより、小売店主の高齢化による所得の減少がこの傾向を一層強めるものと思われる。若者定住には不可欠な雇用や地域の活性化・自立のためには、起業促進を積極的に行う必要がある。

⑤ 工業

本町の工業は、木材加工場や魚加工場、家庭内職的な縫製工場があるだけであったが、昭和 50 年代以降、企業誘致に積極的に取り組み釣具製造工場が建設された。また、地域改善対策事業による産業就労対策としての梅加工場、林産加工大型共同作業場が建設され、若者を中心として就業が定着している。企業誘致による雇用は過疎の進行を防ぐ大きな手段ではあるが、町内には適切な用地が乏しく、誘致が難しい状態にある。

なお地域改善対策事業により整備した建物は、経年による損耗や老朽化が現れており、今後は修繕改修が必要になると見込まれている。

⑥ 観光・レクリエーション

平成 27 年に近畿自動車道紀勢線「すさみインターチェンジ」及び「すさみ南インターチェンジ」が開通となり、京阪神方面との移動時間、距離がそれまでに比べて大幅に短縮された。一方でそれまで主要道路であった国道 42 号の交通量は著しく減少しており、沿線の宿泊・観光業に衰退が表れている。

近畿自動車道紀勢線の開通に合わせて、すさみ南インターチェンジ降り口付近に「エビとカニの水族館」を併設した「道の駅すさみ」を開設し、観光客の増加を図っている。また、令和 3 年度には道の駅すさみ直近に新たな宿泊施設が開業され、さらなる観光客の増加が期待されている。

町内の複雑な海岸線は、吉野熊野国立公園の指定や日本ジオパークの認定を受けており、特に「フェニックス褶曲」は中学校理科教科書にも掲載される等、地質学的には世界的に有名である。

平成 16 年に世界遺産登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」の中で、すさみ町内には熊野参詣道「大辺路」が存在しており「長井坂」と「夕オの峠」が世界遺産として認定されている。

これらの現状を踏まえ、どのように観光客の誘致とその受け入れ態勢を構築していくかが課題となっている。

(2) その対策

① 農業

農家の著しい高齢化、新規就農者の確保が困難な現状から、人・農地プランに定める担い手に優良農地を集中せざるを得ないため、中間管理事業を積極的に活用するなど、今後も、地域の中心経営体への利用集積を一層推進していかなければならない。また、新規就農者については農業人材力総合支援事業を活用し人材の確保・掘り起こしに務める。さらに、離農による遊休農地の増加が見込まれることから、一定の農地を有する地域については、日本型直接支払制度を活用してもらい、日常の営農作業の軽減や自立の促進を図る。

農産物の販売については、大規模農家にはより積極的に市場へ出荷するよう図り、小規模農家には学校給食、道の駅等を出荷の中心とした地産地消への協力を促していく。なお、営農を積極的に行うべき農地のある地域については、農道、用排水路、その他関連施設を維持していくために関係事業を導入し整備する。

② 林業

山林所有者に対し、間伐・保育の必要性を積極的に啓発し、その施業に見合った支援策の充実を図る。また小規模な切捨間伐等において排出された利用価値の低い木材を木質バイオマス燃料等として活用できるようなシステムを構築する。

森林施業において、中核的役割を果たす森林組合においては、すでに森林経営計画（属人）を策定しているため、国の支援を受け、作業道の開設と高性能林業機械による施業を実施し、低コストで効率的な作業システムがされつつある。その経営計画制度を積極的に活用するとともに、森林プランナー等の育成に努め、提案型施業の推進を図る。

森林は林産物の生産の場であるだけでなく、国土の保全や水資源の涵養、さらには保健休養等の場の提供等、公益的機能を有していることから、その機能の高度化と充実強化を図るものとする。また、鳥獣による樹木等への被害が発生した場合には、速やかに対応する。

③ 水産業

本州南岸における黒潮の流軸は一定でなく、流軸の変動に伴って漁場も変動するので、その日の漁場選定が曳縄一本釣りにおいては大切である。

和歌山南漁業協同組合すさみ支所年間漁獲高の約 75%を占めるかつおの価格の安定を目指し古くから鮮度の良さと独特漁法（ケンケン漁）で、漁業関係者や仲買関係者の間で「すさみケンケンかつお」として高い評価を得ており地域団体商標（平成 18 年）に認可され、付加価値も高まっているが、さらに様々なPR事業を通じて「すさみケンケンかつお」ブランドの確立と魚価の安定向上を図るため、陸揚げされた鮮魚は清浄海水を使い市場内の衛生管理を行い、付加価値の高い漁獲物を供給することに努める。

また、漁港を海上レジャー基地として、海鮮市場の開設や民泊を活用したイベントを開催し都市住民との交流を図る。

④ 商業

各種金融制度の活用を図ると共に、商工会を中心とした指導体制の強化や研修会、先進地視察又はコンピュータ等の導入による商業経営の合理化、効率化を図り、大規模小売店にはない、きめ細かいサービスと専門店化を進め、消費者のニーズに順応した新しい経営感覚を養い、顧客の誘導を図るものとする。

また、商工会と連携し新規事業者への創業支援施策の案内の充実を図るとともに、設備投資に関する融資あっせんなどの側面的支援を行い、商工会活動の一層の充実、商業者の自立的努力を推進する。

⑤ 工業

当町の工業は小規模企業が主であるため、商工会等を通じ経営の合理化、施設の近代化を進めて、企業者の自主的努力を促す。

誘致企業については、側面的な支援を行い、事業の発展による雇用の増大と安定、所得の向上を図るものとする。

今後も農林水産物を材料とする加工場の設置を推進していく。

⑥ 観光・レクリエーション

「道の駅すさみ」及び令和 3 年に旧交番建物を改修し新たに開設した観光案内施設を観光振興及び地域振興の拠点として活用し、新しい顧客の獲得に努める。

町内に豊富に存在する自然資源、特に風光明媚で起伏が多く変化に富んだ枯木灘海岸沿線は吉野熊野国立公園にも指定されており、フェニックス褶曲に代表されるジオサイトも複数存在していることから、世界遺産熊野参詣道大辺路と共に、生活環境の保全及び自然環境の保護を行いつつも観光資源としての活用を図り、地域産業の活性化を促す。また、近畿自動車道紀勢線の開通に伴い利用が減少している国道 42 号はサイクリングコースとしての利用を確立し、サイクリストの集客と共にイベントの充実を図る。

新型コロナウイルス感染症まん延防止の観点から、釣りやキャンプ等のアウトドアを中心とした観光需要が高まりつつある。また「自然とのふれあい」や「心の豊かさ」を求めて都市部からの来訪者も増加傾向にあるため、リゾート空間の整備や、農山村でのグリーンツーリズムや漁村でのブルーツーリズムを活用した長期滞在型や体験型の観光振興を推進すると共に、受け入れ態勢の充実を図る。

また雇用とまちづくりの人材育成という両面の要素で促進の必要がある起業家に対しては、税制上の優遇や地域総合整備資金の融資制度活用による環境整備を図る。

(3) 計 画

【事業計画（令和3年度～7年度）】

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備 考
3 産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業	水利施設等保全高度化事業	すさみ町	
	林業	林業機械導入補助事業	すさみ町	
		森林機能強化整備事業	すさみ町	
		作業道等修繕資材配布事業	すさみ町	
	(2) 漁港施設	漁港整備事業	すさみ町	
	(9) 観光又はレクリエーション	観光施設等整備事業	すさみ町	
		観光振興事業	すさみ町	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	第1次産業	鳥獣害侵入防止柵設置補助	すさみ町	事業内容：鳥獣による侵入を防ぐための柵を設置するための補助を受ける 必要性：農作物被害の軽減 効果：被害軽減により地域農業の安定経営が期待できる
		農業生産振興対策事業補助金	すさみ町	事業内容：新規就農者・新規認定農業者のサポートに努め農業経営の手助けを行う 必要性：人材確保 効果：後継者・担い手不足の解消が期待できる
		漁業生産振興対策事業補助金	すさみ町	事業内容：新規就漁者・新規認定漁業者のサポートに努め漁業経営の手助けを行う 必要性：人材確保 効果：後継者・担い手不足の解消が期待できる
		間伐対策事業	すさみ町	事業内容：町内在住者が大辺路森林組合に間伐を委託した場合に補助金を交付する 必要性：間伐促進の強化 効果：優良材の生産と林業経営の安定、間伐の促進が期待できる

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

当町の産業振興促進区域は、平成27年施行の改正半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条の規定により半島振興対策実施地域として指定されたすさみ町全域を対象とする。また、振興すべき業種については下表のとおりとする。（同法第9条の2第1項規定により策定の「すさみ町産業振興促進計画」に基づく）

産業振興促進地域	業種	計画期間	備考
すさみ町全域	製造業、旅館業、 農林水産物等販売業、 情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

事業の内容については、上記(3)計画のとおりとする。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

平成29年3月に策定した「すさみ町公共施設等総合管理計画」及び令和3年6月に策定した「すさみ町公共施設個別施設計画」に基づき、適正な公共施設等の管理に努める。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

インターネットや携帯電話などの情報通信サービスは、今や日常生活や産業活動等に欠くことができず、定住や企業の立地などにおいても重要なものとなっており、情報技術の進展に応じた通信基盤の整備、町民の要望に応じた双方向性のある情報の受発信機能の強化、人材の育成に取り組む必要がある。

また、行政においても事務の効率化やサービス向上を目的とした情報化が求められている。

テレビ放送は、平成 23 年のアナログ放送終了後、地上デジタル放送へ全面移行している。

ラジオ放送は、海岸部地域ではNHKのAM・FM放送と和歌山放送などのAM放送を受信できるが、山間部地域では電波の性質上、山や構築物による電波遮断や樹木による電波の減衰など、電波の届かない箇所が発生するのを避けられない状況にある。

こうしたことから当町は、平成 20 年度から平成 21 年度にかけて情報通信基盤（CATV）整備事業を実施し、光ケーブルによりテレビ地上デジタル放送やラジオ放送を視聴し、インターネットの超高速通信を利用できる環境を整備した。しかし、災害等によりCATVを利用できない場合に通信手段が限られるなど、通信格差が依然残されている。

また、町内の公共施設等にも、インターネットの超高速通信を利用できる環境の整備を進めており、小中学校においては、文部科学省の掲げる GIGA スクール構想に基づき、1 人 1 台端末を整備している。

防災無線放送施設は、平成 21 年に孤立する可能性のある集落に移動系防災行政無線を配備した。また平成 30 年から令和 2 年にかけて、総務省の方針に基づき防災行政無線のデジタル化を図るとともに各世帯に「個別受信機」の配付を実施した。これにより平時と災害時における安定した情報伝達手段の確保が図れた。しかし、未だに全世帯への受信機の配付が完了していないことや機器の取り扱いについて十分に熟知されていないことが課題となっている。

携帯電話エリアについては、平成 21 年及び平成 23 年に携帯電話エリア整備事業を実施したが、依然として携帯電話のつながらない地域が山間部等に残されている。

情報通信技術の利活用における社会的問題として、青少年にとっての有害情報の氾濫、詐欺等の犯罪の発生、コンピュータウイルスの感染、個人情報情報の漏洩など社会的な問題が生じている。

(2) その対策

通信技術の発達之恩恵を町民が等しく享受できるように、情報通信の格差を是正し、ハード、ソフト両面の整備充実を進め、「いつでも、どこでも、誰でも」情報通信ネットワークに簡単につながる安全で安心なネットワーク社会の実現を目指す。

CATV施設の運営事業者に円滑で効率的な管理運営を指導するとともに、テレビ・ラジオの直接受信の調査・検討を進め、中継局の設置を放送事業者に働きかけるとともに、ケーブルテレビ・コミュニティチャンネルを活用し、地域に根ざした情報の発信に努めていく。情報を取得する手段が多様化しても、災害時等リアルタイムな情報を得るにはテレビが最も利用されている。当町のCATV設備は隣接白浜町と共同で白浜町内に設置したメインセンター（受信点・ヘッドエンド）を利用しており、メインセンターとサブセンター間の通信線が断線した場合には全世帯でテレビ信号が停波してしまうことから、情報遮断の回避のためこの幹線ルートの複線化やループ化の整備を図る。

防災無線については、適切な保守管理に努めるとともに、未だ個別受信機の配付が完了していない世帯への整備を推進する。また、機器の使用方法についても改めて周知を図っていく。

携帯電話エリアについては、電波の届かない圏外地域の早期解消を目指し、各通信事業者に対して基地局設置等の要望を行う。

また、情報通信技術に対応できるよう基盤の整備を促進するとともに、小中学校や生涯学習における情報通信モラルの醸成や有害サイトに関する正確な理解・認識を深める啓発を行い、情報教育の充実などを通じた人材の発掘・育成に努めるとともに、GIGA スクール構想に基づき整備した端末等も活用し、情報教育の推進を図る。

町内公共施設等についても、フリーWi-Fiを整備し、インターネット環境の充実を図る。

(3) 計画

【事業計画（令和3年度～7年度）】

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 地域における情報化	(1) 電気通信施設等 情報通信用鉄塔施設			
	その他の情報化のための施設	地域ケーブルテレビネットワーク整備事業 (機器更新)	すさみ町	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	情報化	コミュニティ放送事業	すさみ町	事業内容：町のイベント等を番組として放送する 必要性：町内の誰でも情報を得ることができる手段の確保 効果：山間地域と町の中心部との情報格差をなくすことができ、それにより定住化を図ることができる
		情報通信基盤設備新規引込等補助	すさみ町	事業内容：家屋の新築や解体に伴う、IRU ケーブルの引込及び撤去工事に対し、補助金を交付する 必要性：テレビの難視聴エリアである当地域と都市部の情報通信格差を解消するため 効果：家屋の新築や解体に伴う、費用負担を軽減する

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

平成29年3月に策定した「すさみ町公共施設等総合管理計画」及び令和3年6月に策定した「すさみ町公共施設個別施設計画」に基づき、適正な公共施設等の管理に努める。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 国・県・町道及び農林道

<国・県・町道の整備状況（令和3年4月1日現在）> （単位：km、％）

区 分	路 線 数	延 長	改 良 済		舗 装 済	
			改 良 率	舗 装 率		
国 道	1	20.5	20.5	100.0	20.5	100.0
県 道	6	101.9	51.9	52.0	95.0	93.3
主 要	2	65.8	45.0	68.4	93.9	93.9
一 般	4	36.1	7.9	22.2	92.3	92.3
町 道	298	117	45.1	38.1	88.8	75.9
一 級	8	17.8	11.4	64.1	85.1	85.1
二 級	9	13.6	4.9	35.8	85.0	85.0
そ の 他	281	85.6	28.8	33.0	72.4	72.4
合 計	305	239.4	117.5	49.0	204.3	85.3

道路は地域開発や産業基盤の強化を図るための基礎的要因を持ち、地域住民が安全で安心して生活する上で重要な役割を担っている。

当町の道路網は近畿自動車道紀勢線及び国道42号を軸に県道6路線、町道298路線及び農林道等により形成されている。

基幹道路である近畿自動車道紀勢線は平成27年8月に開通し、町内に2箇所のインターチェンジが設置され、多くの町民や観光客等が利用している。また、それまで主要道路であった国道42号は、海岸線に沿って延長20.5kmが完全舗装されているが急曲部分が多く、歩道などの交通安全施設の整備も急がれている。

県道は主要県道2路線と一般県道4路線の合計6路線、延長101.9kmであり、全体の改良率は52.0%、舗装率は93.3%となっている。

山間地域と海岸地域を連絡する産業や生活の上で重要な役割を担っている県道は年々その整備が進められているが、すさみ古座線の小河内～上戸川間、上富田すさみ線の防己～江住間は長年にわたり改良が望まれているところである。また、主要県道上富田すさみ線、一般県道佐本深谷三尾川線及び城すさみ線には通行不能区間が残されている。

町道は一級8路線、二級9路線、その他281路線の合計298路線、延長117kmであり、全体の改良率は38.1%、舗装率は75.9%となっており、モータリゼ

ーションの発達に対応し、集落～集落、集落～公共施設等を連絡する町道の改良、舗装が要望されている。

農林業では、過疎化による労働力の高齢化や省力化のための機械化が進んでおり、農林業の振興のためには、他の生産基盤と共に農林道の整備が不可欠となっている。農道及び林道の整備状況は、耕地 1ha 当たり農道延長は 19.7m、林野 1ha 当たり林道延長は 4.6mとなっている。

② 公共的輸送機関

バス交通は、民間会社によって路線運行がなされていたが、過疎化と自家用車の普及による利用者の減少により不採算となり路線運行を廃止したため、平成 29 年度から町を運行主体としたコミュニティバス運行を開始した。現在は民間路線バスの運行ルートを補完することに加え、周参見地域内を周回するバスを運行するなど、町内で 8 路線の運行を行っており、山間地域住民の買い物等、日常生活の身近な公共交通機関として重要な役割を果たしている。しかし、地域人口の減少等に伴いバス利用者も減少傾向にあることから、需要に応じた運行体系の見直しを行うことが必要となっている。また、傾斜やカーブの多い山間地域や海岸線の道路を運行することによる車両の消耗や経年劣化等が進んでいることから、近い将来にはバス車両の買い替えが必要になると見込まれている。

鉄道は、JR 紀勢本線が通っており特急停車駅である周参見駅と見老津駅及び江住駅の 3 駅がある。特急電車は新大阪駅、京都駅へ乗り入れにより利便性は向上したが、高速道路の延伸に伴いマイカー利用が増えており、利用者の減少傾向が見られる。普通電車は、日常の生活圏である田辺市や串本町等への通勤・通学者が主として利用しているが、便数が少ないため不便であり、周参見駅以南については一層その状況が著しい。

(2) その対策

① 国・県・町道及び農林道

国道では、急勾配、急カーブの多い区間及び歩道のない箇所について、早期改修を強く要望していくものとする。また、一般国道 42 号すさみ串本道路早期供用のための促進活動を積極的に行う。

県道は、住民生活に重要な役割をもつ道路であることから、現在の路線の未改良区間の早期改良を重点に要望するものとする。また、当町から古座川町を経て本宮町に至る道路をはじめとする広域的幹線ルート of 整備については、広域的な取り組みを通じて県に要望する。

町道については、交通需要や利用度を勘察し、未改良・未舗装区間を重点的に行う。また、農林道については、農林業の活性化を図るため、投資効果を勘察の上、その整備に努める。

② 公共的輸送機関

コミュニティバスは、今後も利用者数の減少と不採算が続くと予想されるが、自

家用車以外では山間地域と海岸地域を結ぶ唯一の交通手段であることから、運行を継続するとともに、利用実態に応じた運行を行うため、運行方法・ルート・時刻の見直しを行い、利用者の利便性の向上を図る。また、バス車両の老朽化等に伴い、利用者の数に適した車両を新しく配備していく。

鉄道では、田辺市以南の複線化、増便や新型車両の促進を関係機関に強く要望していくとともに、町の玄関口でもあるコミュニティープラザの機能充実や、跨線橋改修などバリアフリー化を目指す。

(3) 計画

【事業計画（令和3年度～7年度）】

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道			
	道路	町道整備事業(町全域)	すさみ町	
	橋りょう	橋りょう修繕改修事業 (町全域)	すさみ町	
	(6) 自動車等			
	自動車	コミュニティバス車両購入	すさみ町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

平成29年3月に策定した「すさみ町公共施設等総合管理計画」及び平成31年1月に策定した「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、適正な公共施設等の管理に努める。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 水道施設

周参見地区を中心とした上水道施設は、昭和 28 年から昭和 34 年にかけて創設され、その後拡張整備を経て現在に至っている。水源は地下水であり、現在の給水状況は概ね良好であるが、取水量の低下が数年前から続いており、新たな井戸の掘削が近い将来に必要である。また、既設の配水管等の老朽化による漏水が度々あり、配水管等の布設替の必要が生じている。

簡易水道施設は主な地域毎に 8 ヲ所設置されているが、中には確固とした水源がないことから安定した水の供給ができない施設もある。

上水道、簡易水道の人口普及率は 94.0%となっており、その他に山間地の小集落を中心に飲料水供給施設がある。

水道施設が未整備である一部の地域では、現在もなお自然流水を直接飲用水として利用している状態であり、渇水期には水不足をきたし、また降雨期には増水により濁水が流入する等の問題がある。

② ごみ・し尿・下排水の処理等

ごみ処理は、平成 6 年度から収集業務を民間業者に委託して、平成 16 年 1 月から燃えるごみ、資源ごみ、埋立ごみ、及びその他ごみの分別収集を開始した。うち燃えるごみについては町営の焼却場で焼却処分としている。埋立ごみについては大辺路衛生施設組合の埋立処分地へ搬入していたが、数年前から近いうちに投入不可能となる見通しであったため、最終処分場が不足している紀南地方市町で構成される一部事務組合紀南環境広域施設組合に当町も参加し、令和 3 年に田辺市内に完成した最終処分場へ搬入としている。

し尿は、許可業者が収集し、大辺路衛生施設組合が管理・運営している大辺路衛生センターで処理しているが、近年の生活様式の変化により浄化槽汚泥が年々増加している。

下水処理施設は、過疎地域の集落規模、散在住居等地理的条件や財政的理由から、合併処理浄化槽の普及に努めている。また、住宅建設等に伴う浄化槽施設の設置については、設置費用の一部を助成している。

周参見川をはじめとする町内の河川は、アユ、ウナギ等の生き物が生息しているだけでなく、レクリエーションの場であり、住民生活とも密接な関係を持っていることから、河川の保全・整備が必要となっている。

③ 消防・防災

消防組織は、常備消防として平成 18 年に事務委託した白浜町消防本部すさみ消防署と、非常備消防のすさみ町消防団の 2 組織から成り立っている。すさみ消防署では常に住民の安全確保に努めている。

平成 25 年に和歌山県が公表した南海トラフ巨大地震による津波想定によると、

津波高は最大 19m、最短到達時間は約3分となっており、津波避難困難地域も存在する当町では人的・物的被害やライフライン・インフラ被害等広域に甚大な被害が発生することが予想されるため、迅速かつ的確また多様な対応が必須となる。また、国民保護など新たな対応も求められている。

また、広域連携など社会情勢の変化や高齢化を背景に、各種災害の潜在的な危険性への対応力を向上するため、消防施設の充実と、消防救急無線、消防車両、消防資機材等の計画的な整備と高性能化を図っていく必要がある。

救急業務の課題としては、町内の救急指定医療機関は二次救急に対応できる国保すさみ病院しかなく、高度救急救命については田辺市内の医療機関に頼らざるを得ず、長時間の出動を余儀なくされる現況にあり、救急業務の高度化並びに充実強化がより一層求められている。

一方、すさみ町消防団は、令和3年4月1日現在2分団、109名（定員120名）によって構成されているが、町全体の過疎高齢化の進行に伴い、団員の高齢化も進みつつある。また、住民の意識等社会情勢の変化によって、団員定数の確保が困難となる傾向にあり、これらの解決が今後の課題となっている。

さらに、人的消防力を補完することも含め、消防活動のもう一つの基礎的要件である消防施設、設備の増強整備と機動力の充実・強化が求められている。

④ 公営住宅等

町営住宅は、公営住宅 180戸、改良住宅 36戸、子育て世帯向け賃貸住宅 16戸、その他が 10戸の計 243戸となっている。町営住宅のうち半数近くは、居住面積が狭く、耐用年数の大半を経過し老朽化している。老朽化した住宅については、周辺地域も含めた良好な住環境整備が急務である。

また、若者の定住とU・J・Iターンを促進するには、町営住宅の確保、民間住宅の活用その他、住宅を自力で建設するための宅地を確保する必要がある。

(2) その対策

① 水道施設

上水道及び簡易水道施設では、今後起こりうる大規模災害に備え、老朽化した施設の耐震診断、重要給水拠点に係る水道施設の優先的な耐震化や広域化等の長期的な視点に立った事業経営を図る。また、安心して生活できる「水」を安定供給するために、老朽化した送配水管等の整備に努め、水の安定供給を図る。

江住簡易水道は、事業統合にあたり、取水井戸や配水池の増設整備を図る。

このほかの未普及地域については、住民の意向を踏まえ生活用水の確保に努める。

② ごみ・し尿・下排水の処理等

大辺路衛生施設組合のごみ処理については、減量化・再利用・再生利用について、住民、事業者の協力を得て進める。またその他のごみ処理については、田辺広域圏組合で検討されている中間処分場、紀南環境広域施設組合で整備した最終処分場の稼働に伴い、分別及び収集の方法について更に検討を行い、なお一層の改善に努め

る。

し尿処理施設については老朽化が進んでいることと、浄化槽汚泥の増加により処理能力に限界が見えつつあること並びに、平成19年2月以降に、し尿等の海洋投棄が全面禁止となったことから抜本的な改修を進める。

水質保全と快適な生活環境を確保するため、浄化槽設置費の一部助成を行い、各戸に合併処理浄化槽の整備を進め、公共下水道施設の整備に関して検討課題とする。

河川については、その優れた環境を維持・保全しつつ、住民が親しみを持てる河川を目指して、ハード・ソフト両面における整備を促進する。

③火葬場

白浜町の日置川地域にある日置川斎場については施設の老朽化が進んでいるため、長期運用に向けての修繕や更新に係る費用を負担する。

④ 消防・防災

近年増加傾向にある局地的な集中豪雨や台風による水害などの被害を軽減するため、ハード対策として中小河川の整備、また、ソフト対策として雨量・水位などの防災情報発信などを推進していく。

津波避難対策としては、近隣の山などの高台への避難を基本とし、津波避難困難地域の解消を目指す。

災害を未然に防止するため、地域住民に対する消防防災意識の普及、啓発と予防に努めるとともに、被害を最小限に止めるために、拠点となる防災センターを含む消防防災施設や資機材等の整備と自主防災組織の充実を図り、消防防災体制の強化に努めると共に広域的な範囲での消防防災に努める。地域防災力の強化として自主防災組織の充実強化、地域の中心となる人材の養成、避難行動要支援者の避難行動支援のための地域連携体制の構築、地域の防災力強化に努める。

救急業務については減少傾向にあるが、より一層病院との連絡を密にし、救急車及び資機材の整備充実と救急救命士の養成等により隊員の技能向上と高度化に努めていく。

常備消防体制については、県の消防広域化推進計画を踏まえ、広域的な見地で検討する。

消防団においては、若者の入団促進と資質向上に努めるとともに、施設設備の整備充実を図る。

消防防災力の向上、救急業務の高度化等により、町民の生命及び財産を守り、安心して生活できるまちづくりを推進する。

⑤ 公営住宅等

住居及びそれらを取り巻く環境は、住民生活の基本であると同時に、豊かな人間性が育まれる場でもある。

老朽化した町営住宅については、定住条件の整備を図る上からも、順次その改善に努め居住水準の向上を図る。

町民の一戸建て志向や、老朽住宅の建て替え等に対しては、積極的な定住促進対策を講じるものとする。

地域の集会所や、住宅が老朽化している団地の再生と、自力建設を推進するために町有地等の宅地造成について検討を進め、若者定住、UJIターン施策を促進する。

また、当町のように周辺が山々に囲まれた環境の中では、これまで公園や緑地を整備する必要性はあまり高くなかった。しかし、幼児期の安全な遊び場の確保とともに、高齢化の進む当町にとって快適で良好な生活環境を維持し、防災面をも考慮した公園・緑地等の建設の必要性について検討する。

通学路や避難所沿いにある倒壊または建築資材等の飛散の恐れがある危険な空き家については、解体工事を実施するものに対し補助金を交付し、町民の安全・安心と良好な生活環境を確保する。

(3) 計画

【 事業計画（令和3年度～7年度）】

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 生活環境の整備	(1) 水道施設			
	上水道	配水管布設替え工事	すさみ町	
		津江浄水場浸水対策工事	すさみ町	
	簡易水道	井戸新設工事	すさみ町	
		配水管布設取替工事	すさみ町	
		見老津配水池耐震化工事	すさみ町	
		江須ノ川配水池耐震化工事	すさみ町	
		太間川配水池耐震化工事	すさみ町	
		里野配水池耐震化工事	すさみ町	
		江住第一配水池耐震化工事	すさみ町	
		口和深配水池耐震化工事	すさみ町	
		奥地水道・飲料水供給施設	すさみ町	
		(2) 下水処理施設		
	その他	合併処理浄化槽設置補助 単独浄化槽撤去補助	すさみ町	
	(3) 廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	ごみ焼却施設修繕工事	すさみ町	
し尿処理施設	し尿処理施設修繕工事	すさみ町		
火葬場	日置川斎場の設備更新	白浜町	平成6年から供用開始	

【 事業計画（令和3年度～7年度）】

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
	(5) 消防施設	消防車両の整備	すさみ町	
	(6) 公営住宅	公営住宅整備事業 定住促進住宅整備	すさみ町	
	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	危険施設撤去	空家解体促進事業補助金	すさみ町	事業内容：倒壊または飛散により通学や避難等をさまたげる恐れのある空き家解体に対し補助を行う 必要性：安全の確保 効果：安全確保や住環境の向上が期待できる
	防災・防犯	自主防災会育成事業 資機材購入助成事業	すさみ町	事業内容：災害に備え備蓄品や資機材を整備する自主防災会に対し補助を行う 必要性：防災力の向上 効果：地域の特性に応じた対策ができるため、防災対応力の底上げが期待できる
	(8) その他			
	防災・防犯	避難所等の整備	すさみ町	事業内容：災害の発生に備え避難所のない地域に避難施設を整備する 必要性：必須 効果：災害が発生した際に住民の命を守ると共に被災後の生活を守ることができる
		津波避難路の整備	すさみ町	事業内容：津波浸水区域に居住する町民が、迅速に高台に避難できるよう津波避難路を整備する 必要性：必須 効果：近い将来南海トラフ巨大地震が発生すると予測されており、津波による犠牲者を減らすことが期待できる

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

平成29年3月に策定した「すさみ町公共施設等総合管理計画」及び令和3年6月に策定した「すさみ町公共施設個別施設計画」に基づき、適正な公共施設等の管理に努める。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 子育ての環境

高齢化とともに少子化の進行も著しく、15歳未満の人口比率は昭和55年の19.6%から平成27年には8.5%に減少していることから、児童福祉・少子化対策も重要な課題となっている。

「第2期すさみ町子ども・子育て支援事業計画」を策定する際に実施した町内全域の就学前児童並びに小学生児童のいる世帯・保護者を対象としたアンケートによると、子育て支援としては「子育てにおける経済的負担の軽減」「子育てのための安心、安全な環境整備」「仕事と家庭の両立支援」等が望まれている。

② 高齢者福祉

平成27年の国勢調査における65歳以上の人口構成比率は総人口4,127人に対し、1,933人、46.8%となっており、前回の国勢調査時（平成22年）よりも4.9ポイント増加している。なお、令和7年（2025年）度には52.8%になると推測されている。

平成12年4月1日から開始された介護保険制度は、3年ごとに実情に合ったものに見直されてきたが、「共助」・「公助」では対応し難いケースが増えていることから、「地域共生社会」の構築による「互助」により地域社会全体を支えていくことが重要となっている。

また、介護予防に向け、地域や関係団体の協力を頂きながら「地域包括ケアシステム」の構築の推進に努めているが、複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援、既存の制度では対応がすることが困難な課題を解決するために、公的支援と地域による互助が連動した包括的な支援体制の構築に取り組む必要がある。

③ その他の福祉

障害者福祉については、「完全参加と平等」の実現を目指し、障害のある人も地域の中で普通に暮らせる社会「ノーマライゼーション」の理念が広まっている。

肺炎は令和元年度における日本人死因の第5位となっており、重症化する肺炎の原因を肺炎球菌が50%を占め、70歳以上の市中肺炎（普段の社会生活を送っている中で罹患した肺炎）では一番多くなっている。また、インフルエンザは感染力が強いため集団感染が起こりやすい上に乳幼児や65歳以上の高齢者・基礎疾患をもつ人が罹患すると、肺炎や気管支炎などの合併症を併発したり悪化を招いたりする場合がある。どちらも肺炎や気管支炎などが重症化する危険性が高く、死に至る場合もある。

<65 歳以上の人口及び人口構成比率の推移（国勢調査）>

	昭和 50 年 (1975 年)	昭和 60 年 (1985 年)	平成 7 年 (1995 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 27 年 (2015 年)
総 人 口	7,800 人	6,777 人	6,066 人	5,293 人	4,127 人
65 歳以上人口	1,177 人	1,468 人	1,883 人	2,083 人	1,933 人
人口構成比率	15.1%	21.7%	31.0%	39.4%	46.8%

<高齢者等の見込人口推計（国勢調査）>

(単位：人)

		平成 27 年度	令和 7 年度	増 減
総 人 口		4,127	3,146	△981
第 2 号被保険者	40～64 歳人口	1,275	878	△397
	65～69 歳人口	389	259	△130
第 1 号被保険者	70～74 歳人口	382	306	△76
	前期高齢者人口	771	565	△206
	75～79 歳人口	356	329	△27
	80～84 歳人口	366	292	△74
	85 歳以上	440	474	+34
	後期高齢者人口	1,162	1,095	△67
合 計		1,933	1,660	△273
高 齢 化 率 (%)		46.8	52.8	+6.0
後 期 高 齢 化 率 (%)		28.2	34.8	+6.6

※ 平成 27 年度人口は、国勢調査によるもの

※ 令和 7 年度人口は、「国立社会保障・人口問題研究所」公表による推計人口

(2) その対策

① 子育ての環境

児童福祉・少子化対策については、令和 2 年 3 月に策定した「第 2 期すさみ町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育部局と連携し、安心して出産・子育てができる環境整備と支援の充実を図る。

出産を望む方には不妊治療について補助を、妊婦に対しては今後も妊婦健診助成を行う等により、心身ともに健やかに妊娠・出産できるように支援を行う。また、

出産後も引き続き町民である方の出産について誕生祝い金として商品券を配付し、少子化対策を行う。

乳幼児健診の補助や各種予防接種の実施等により児童の健康を支援すると共に、18歳以下の子どもの保険診療にかかる自己負担額を助成し、子どもとその保護者が安心して医療サービスを利用できるよう対策を行う。

保育所における休日保育や学童保育の充実等により、女性の社会進出を支援する。

町内に高等学校が存在せず電車通学等を余儀なくされるため、通学に対しての費用について補助を行い、子育てにおける経済的負担の軽減を図る。

② 高齢者福祉

高齢者が重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で暮らせるよう医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供できることが可能な地域包括支援システムの構築に努める。

また、併せて総合事業等の実施により要支援者等の方が効果的・効率的な支援を受けられるよう在宅福祉の充実と高齢者単身世帯の見守りを共助・公助にて取り組む。

③ その他の福祉

障害者福祉については、障害福祉計画に基づき、障害者の自立支援活動や就労対策などに取り組む。

また各種感染症対策として、ワクチンにより防ぐことができる病気については予防接種を行い、感染及び重症化を予防することで個人の経済的・社会的負担を軽減し、町の医療費軽減を図る。

(3) 計 画

【事業計画（令和3年度～7年度）】

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備 考
7 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び 福祉の向上及び増進	(7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	妊婦一般健康診査助成事業	すさみ町	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	高齢者・障害者福祉	緊急通報システム委託	すさみ町	事業内容：おおむね65歳以上のひとり暮らしの設置希望者に通報装置を貸与する 必要性：安全の確保 効果：高齢者・障害者の安全確保が期待できる
		配食サービス委託事業	すさみ町	事業内容：虚弱老人等を対象にした食事の提供（夕食） 必要性：必須 効果：高齢者の自立した生活を可能とさせる
	その他	子ども医療費助成事業	すさみ町	事業内容：18歳以下の医療費自己負担分の助成を行う 必要性：子育て世代への負担軽減 効果：子育て環境の確保が期待できる
		少子化対策事業	すさみ町	事業内容：出産日までに住民登録があり在住し、出産後も引き続き町民で有る方の出産について、商工会の商品券を配付 乳幼児健診及び不妊治療に係る補助 必要性：子育て世代への負担軽減 効果：子育て環境の確保が期待できる 女性の社会進出のサポート等
(9) その他	予防接種委託事業	すさみ町	事業内容：各種予防接種の実施 必要性：必須 効果：個人の病気予防及び社会での感染症まん延防止	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

平成29年3月に策定した「すさみ町公共施設等総合管理計画」及び令和3年6月に策定した「すさみ町公共施設個別施設計画」に基づき、適正な公共施設等の管理に努める。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

当町が開設している国保すさみ病院は、国道 42 号から約 1 km 上流に位置し、内科、外科及びリハビリテーション科を置き、病床は一般病床 48 床を有し、二次救急・災害支援病院の指定を受け、町内医療機関の中核的役割を果たしている。

国保すさみ病院には CT 撮影装置、超音波診断装置、内視鏡などの医療機器やドクターカーなどを備えているが、医療水準の維持・向上に向けて耐用年数の経過に合わせた医療機器等の更新や新規整備が必要である。

国保すさみ病院は昭和 48 年に開設され平成 21 年度に耐震改修が行われた。しかし、現施設は医療機能の向上を図るためには手狭である。また、大地震により津波が発生すれば浸水すると予測されているため新築移転を進めている。新病院の規模については地域医療構想の目標に鑑み、当地域の需要に適した病床数及び病床機能への転換を考慮し、継続可能な医療提供の体制の確保を目指している。常勤医師数（定数 6 名）は平成 23 年度に 6 名であったが、平成 24 年度以降は 4 名又は 5 名で推移し、令和 2 年 4 月からは 5 名となっている。医師の勤務実態は常勤医師が不足しているため過酷な状況にある。医師不足の解消は医師の偏在が深刻化する中で最も重要な課題の一つとなっている。

当町が無医地区に開設している佐本、大鎌及び大附の 3 診療所では、国保すさみ病院の医師が出向いて住民に医療を提供している。このほか町内には民間の無床診療所が 2 院と歯科診療所が 2 院ある。

在宅医療の推進や地域包括ケアシステムの構築には、かかりつけ医が重要な役割を担っており、必要性がより高まっている。しかし、診療所医師の高齢化、診療科偏在、地域偏在といった問題がある。

高齢化の進行や認知症その他の疾病等により介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、より一層、医療・介護・福祉等が連携する必要がある。

(2) その対策

将来にわたって地域の医療需要に応えられるように、また、災害対応機能の充実を図るため、国保すさみ病院の新築移転を進めるとともに、医療機器の充実、医療水準の高度化、救急医療体制の維持向上に努める。医療の提供主体となる医師については、引き続き充足に努めるとともに、和歌山県立医科大学附属病院などの公的医療機関に対し外来診療や当直に医師の派遣を依頼するなど、過剰な勤務負担の軽減に努める。

町民自らが健康をコントロールできるよう、健康診断受診の推奨や基礎的医学の普及啓発などに努める。

高度医療や特定診療分野に関しては広域的な医療関係機関の連携のもとに対応するとともに、医療情報の保全と共有を進める。

訪問診療や訪問看護など在宅医療の提供や医療・介護・福祉・住民等が連携した

地域包括ケアの充実を図る。

(3) 計 画

【事業計画（令和3年度～7年度）】

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備 考
8 医療の確保	(1) 診療施設			
	病院	病院新築事業	すさみ町	
		職員住宅整備事業	すさみ町	
		医療機器整備事業	すさみ町	
	(2) 特定診療科に係る診療施設			
	巡回診療車（船）	ドクターカー整備事業（更新）	すさみ町	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
自治体病院	訪問看護ソフト整備事業（更新）	すさみ町	事業内容：訪問看護ステーションで使用しているソフトの更新を行う 必要性：在宅医療の確保 効果：在宅医療を必要とする住民へのサービスの確保が期待できる	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

正平成29年3月に策定した「すさみ町公共施設等総合管理計画」及び令和3年6月に策定した「すさみ町公共施設個別施設計画」に基づき、適正な公共施設等の管理に努める。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 小・中学校

少子化の進行に伴い、学校の小規模化が進み、小集団での人間関係、学校運営、教職員組織、複式授業、育友会活動などにおいて様々な問題が生じている。小学校は周参見、江住の2校のうち江住は極小規模であり、中学校は周参見1校のみとなっている。

令和3年4月現在、小学校児童数は149名、中学校生徒数は86名であるが、今後も減少傾向は続くものと予想される。

平成19年に策定されたすさみ町学校統合計画により平成29年度から見老津小学校が周参見小学校に、江住中学校が周参見中学校にそれぞれ統合されている。

学校統合による教育環境や通学環境の変化は、当該児童生徒の心理に大きな影響を与えるため、安心して通学できる環境づくりが必要である。教育環境については、これまでも改善の要望のあるところであり、統合による学級内の人数の増加に伴う影響を軽減するためにも環境整備の必要性が増してきている。また、遠距離通学となる児童生徒に対応するため、交通手段の確保が必須である。

ソフト面では、急速に変貌する社会状況に応じて、教育の質的变化が求められており、特に情報化や国際化、またそれに応じた教材等の整備や活用が必要となってきた。

公共施設の高台移転計画において学校給食センターの移転事業が実施されており、令和3年7月末に完成予定である。

<児童・学級数の推移（小学校）> （単位 児童：人、学級：クラス）

	周参見		佐 本		江 住		見老津		合 計	
	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級
昭 和 6 0 年	388	14	30	3	41	4	34	3	493	24
平 成 2 年	305	12	9	3	34	4	14	3	362	22
平 成 7 年	302	13	8	2	42	5	19	3	371	23
平 成 1 2 年	226	10	13	3	31	4	12	3	282	20
平 成 1 7 年	197	7	10	3	28	4	15	3	250	17
平 成 2 2 年	165	7		—	16	3	21	3	202	13
平 成 2 7 年	121	8		—	14	3	14	2	149	13
令 和 2 年	129	8		—	9	2		—	138	10

<生徒・学級数の推移（中学校）> （単位 生徒：人、学級：クラス）

	周参見		佐 本		江 住		合 計	
	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級
昭 和 6 0 年	220	7	7	2	68	3	295	12
平 成 2 年	190	7	14	3	35	3	239	13
平 成 7 年	155	6	8	3	23	3	186	12
平 成 1 2 年	145	6	6	2	28	3	179	11
平 成 1 7 年	93	4	6	2	25	3	124	9
平 成 2 2 年	97	4		—	15	3	112	7
平 成 2 7 年	70	4		—	16	3	86	7
令 和 2 年	68	5		—		—	68	5

② 社会教育

住民一人ひとりが自らの資質の向上を図り、健康で心豊かな生活ができるよう、また健全で活力ある地域コミュニティが形成されるよう取り組んでいる。近年、生活スタイルの変化とともに、住民の学習ニーズが多様化し、個別化していく傾向にある。また住民の高齢化に伴う課題や少子化が進む中、地域の子どもは地域で育てる共育といった考え方が起きている。

公民館では、これらの諸課題に対応するため、各種学級や種々講座等を開設し、生涯学習・生涯スポーツの機会を提供するとともに、新たな学習機会の創造に取り組んでいるが、活動の拠点となるすさみ町総合センターの老朽化が著しい。

また、住民の読書活動拠点である総合センター図書室が狭い上に、以前児童図書館としていた建物を平成 21 年度に他事業用途に転用したことから、児童書を総合センターロビーに配置せざるを得ない状態となっており総合的な整備が必要である。

総合センターは、空調設備の改修を平成 1 4 年度に実施しているが経年劣化に伴い設備等の修繕が必要となっている。また、その他の社会教育施設（江住公民館、佐本分館、歴史民俗資料館など）も老朽化が著しいため、今後大規模修繕または建て替えが必要となってくる。

生涯スポーツの面では、社会体育施設の多くが竣工から年数が経過しており老朽化が進んでいるため、整備等が必要となっている。

(2) その対策

① 小・中学校

少子化が進む中、町内の小・中学校をそれぞれ 1 校とする学校統合計画を引き続

き推進するとともに、スクールバスを運行し児童・生徒の利便性の向上を図る。また、バス車体についても起伏及びカーブの多い道路をほぼ毎日運行しており車体の損耗が大きいため、適時に新規車両の導入を進める。

各学校の教材の整備については、社会状況等を踏まえ、ICT 関係教材等の整備を計画的に取り組む。

教育環境の整備については、施設の維持や経年劣化等による危険防止のための措置を講ずると共に、学校統合に伴う学習環境の変化に対応するための環境整備を図る。

給食センター施設については、高台移転計画を念頭に施設維持や備品整備等は計画的に取り組む。

② 社会教育

総合センター図書室が狭く、児童書の配置も適切でないことから、図書館の建設もしくは新しい図書室の設置について検討を進める。

総合センターについては、平成 26 年度に内装の修繕を実施しているが空調設備の老朽化により改修等の整備を行う。また生涯スポーツの面で、すさみ町総合運動公園の改修整備を行いスポーツの振興を図る。

少子高齢化等、現在の激しい社会変化の中で、人々は社会の一員として、その生涯を幸福で有意義に生きるために、人生のあらゆる時期や場所において、必要に応じて自分の意思で自由に学習することが重要である。この生涯学習理念にしたがって、住民の学習ニーズに対応した生涯学習施策を推進する。共育活動については、子ども向け体験学習を一層活発化するとともに、地域住民の経験や技術、資格等を活かした学校支援ボランティアなど新たな活動場面を創造する。

また、町民の健康の増進・体力維持のために、あらゆる年齢層や個人に応じた社会体育活動への積極的な参加を奨励するとともに、スポーツを通じて町民の連帯意識が高まるよう施策の充実に努める。

(3) 計 画

【事業計画（令和3年度～7年度）】

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備 考
9 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	公立文教施設整備	すさみ町	
	スクールバス・ポート	スクールバス整備事業	すさみ町	
	給食施設	給食センター移転事業	すさみ町	
	その他	ICT環境整備事業	すさみ町	
	(3) 集会施設、体育施設等			
	公民館	社会教育施設整備事業	すさみ町	
		すさみ町総合センター空調等改修事業	すさみ町	
	体育施設	すさみ町総合運動公園改修整備事業	すさみ町	
		社会体育施設整備事業	すさみ町	
	図書館・図書室	図書室整備事業	すさみ町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	義務教育	子ども支援教室	すさみ町	事業内容：放課後の学習支援事業 必要性：交流・学習機会の確保 効果：学習機会の提供・学力向上
		ICT教育充実事業	すさみ町	事業内容：学校教育におけるICT活用の充実 必要性：文部科学省の掲げるGIGAスクール構想の実現 効果：ICTを活用した教育が実現可能となる
	スクールバス運行事業	スクールバス運行事業	すさみ町	事業内容：スクールバス等の購入 必要性：遠距離通学児童生徒等の通学時の安全の確保 効果：安全性の確保が期待できる。
	その他	高等学校通学等助成事業	すさみ町	事業内容：就学機会の支援 必要性：経済負担の軽減 効果：学習機会の確保が期待できる。
給食費無償化事業		すさみ町	事業内容：学校給食費の無償化 必要性：経済負担の軽減 効果：経済負担の軽減	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

平成29年3月に策定した「すさみ町公共施設等総合管理計画」及び令和3年6月に策定した「すさみ町設個別施設計画」、「すさみ町学校施設長寿命化計画」に基づき、適正な公共施設等の管理に努める。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

当町における過疎化と高齢化の進行は、町の中心部である周参見地域では比較的緩やかであるが、山間地域の大都河地域や佐本地域では依然として著しい状況下にある。

山間部地域では、住民の大半が65歳以上の高齢者である集落が多く、中には住民全員が65歳以上という集落も存在する。また、人口が一桁となり社会機能が著しく低下した集落もあり、集落の存続自体が危惧されている。海岸部地域においても高齢者人口比率が50%を超えた集落がほとんどであり、今後は山間地域と同じ状態になると考えられる。

住宅密集地域では、地区内道路が狭隘であり、震災等の場合には大災害が発生する恐れがある。

人口の減少、それに伴う利用者の減少によるサービスステーションの閉鎖が町内各所で起きている。

近年、働き方改革によるワーケーションの推奨や、新型コロナウイルス感染症まん延防止の観点からリモートワークが一般的になった事等により、国民の価値観が変化し、地方回帰への流れが高まりつつある。それに伴い、UJIターン等移住希望者から空き家や土地の購入等についての問い合わせが増加傾向にある。

(2) その対策

長年の生活基盤であるとともに、豊かな自然や歴史、伝統を育んできている地域に対する住民の愛着心は強く、基本的には集落の維持・存続に努める。

このためには、地域産業の振興、交通通信体系の整備、地域間交流の推進、生活環境の整備、医療・福祉の増進及び向上等、総合的に施策を講じていく。

また減少しつつある、サービスステーションを存続していけるよう、地域のニーズに適合した供給体制構築等を検討する。

UJIターン等移住希望については、田舎暮らしに関する情報等のワンストップサービスを充実するとともに、空き家等を活用した仕組みを構築することにより、移住を促進する。

若者の定住、UJIターンを促進するため、就労機会の増大に努め、良好な生活環境の整備と集落の整備について検討する。

(3) 計画

【事業計画（令和3年度～7年度）】

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
10 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	集落整備	集落活性化事業	すさみ町	事業内容：集落の行事等に対して支援を行う 必要性：地域行事の維持 効果：地域コミュニティ衰退抑制が期待できる

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

平成29年3月に策定した「すさみ町公共施設等総合管理計画」及び令和3年6月に策定した「すさみ町公共施設個別施設計画」に基づき、適正な公共施設等の管理に努める。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

町民の文化活動については、各種文化サークル等において活動しており、町文化協会には 11 団体が加盟し、会員数は 240 名となっている。活発に活動しているサークルがある半面、高齢化により会の運営が困難となりつつあるサークルもあるため、会のサポートとともに新しい分野の創出と会員の募集が課題となっている。

昭和 54 年に設置された歴史民俗資料館には、当町の歴史に関する貴重な考古資料や古文書、生活文化資料等が収集、保存されており、町内外の人々に広く公開し、町民の文化向上のために利用されている。

文化財に関しては、「紀伊山地の霊場と参詣道」の内、平成 17 年に熊野古道大辺路「長井坂」が、平成 28 年 10 月に「夕オの峠」が世界遺産に指定され、全国から多くの人々が散策に訪れている。

江須崎島と稲積島の暖地性植物群落が国の天然記念物に指定されているほか、町文化財保護条例に基づく文化財の指定は 11 件ある。また、地域には祭典の獅子舞や精霊流し、柱松等の伝統芸能や伝統行事があるが、過疎・高齢化による後継者不足等の悩みが生じている。

(2) その対策

文化活動は、調和のある街づくりの上では、健康で心豊かな町民性を培うために欠くことができない分野であり、今後余暇の過ごし方の多様化がますます進行することが予想される中で、文化に対する欲求が増大すると考えられることから、文化施設の整備と文化団体、サークル等の育成に積極的に努める。

文化財は、歴史的・文化的に価値が高く、文化財の適切な保存と愛護精神の徹底を図るため、啓発活動を推進し、これを有効に活用するよう努めるとともに、文化資源の発掘とその活用、伝統芸能の継承を支援して文化の振興とふるさと意識の高揚に努める。また、世界遺産に指定された熊野古道大辺路「長井坂」並びに「夕オの峠」についても保全・保護に努める。

(3) 計 画

【事業計画（令和3年度～7年度）】

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
11 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等			
	その他	歴史民俗資料館境整備事業	すさみ町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

平成29年3月に策定した「すさみ町公共施設等総合管理計画」及び令和3年6月に策定した「すさみ町公共施設個別施設計画」に基づき、適正な維持管理に努め、地区住民の利便性向上のため今後も長寿命化を進める。また、人口減少等に伴い施設利用が著しく低下した場合や、施設の老朽化により大規模な改修が必要となる場合等には、施設の複合化や除却を検討する。

12 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 現況と問題点

将来、資源の枯渇が危惧される化石燃料への依存度の低減や地球温暖化の原因とされる二酸化炭素排出の抑制に対応するため、再生可能エネルギー等への移行が世界的に推進されている。

(2) その対策

過疎地域が有する豊かな資源を活用して、太陽光、水力、バイオマス発電等の再生可能エネルギーの導入・拡大を図り、持続可能な地域づくりを推進する。また、水素など二酸化炭素を排出しない新しいエネルギーについても導入・拡大を図っていく。

(3) 計画

【事業計画（令和3年度～7年度）】

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
12 再生可能エネルギーの利用の促進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	再生可能エネルギー施設整備	すさみ町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

平成29年3月に策定した「すさみ町公共施設等総合管理計画」及び令和3年6月に策定した「すさみ町公共施設個別施設計画」に基づき、適正な公共施設等の管理に努める。